

『し・な・や・か・な・会社論』中小企業版 【5月24日 日経新聞 大機小機より】

日経の当欄は、私にとっての必読のコラム欄ですが、興味深く読ませていただいたものがありましたので、私なりに中小企業版として加筆ご紹介いたします。

し・消費者目線

会社の使命は顧客の創造であり、顧客の事は顧客に訊け（P.F. ドラッカー）です。顧客を観る目と、その声を聴く耳が必要です。我々の顧客は誰で、何処にどのくらいいるのか？その顧客は、何を求めているのか？等の消費者目線での検討がマーケティングの起点です。

な・無くてはならない

顧客にとって無くてはならないサービスや商品を提供できているでしょうか。それは、独自のもので、大企業にはまねできない、迅速性や柔軟性、個別対応性などといった中小企業の強みを発揮できているでしょうか。大企業のマネはしようと思ってもできません。大規模な製造設備や世界中に広がる販売拠点などは中小企業にはありません。従って、大企業と同じものを作ったり、売ったりしても勝てる訳がありません。米電気自動車メーカーのテスラは、販売台数は2万台ですが、同じく69万台で全米ナンバー1の米ゼネラル・モーターズ(GM)を株式時価総額で上回りました。テスラの提供する車が、顧客にとって無くてはならないものだと市場評価の結果でしょう。

や・役割分担

様々な地域、同業他社、商品制作過程やサービス提供エリアなどについて、他社との連携や調整ができていますでしょうか。中小企業の持つ基礎体力には、残念ながら限りがあり、大企業のそれとは比べ物にならないくらい脆弱です。それを補完し、更に全体の付加価値を上げるもので、尚且つ、自分の役割の重要性が確保される連携ができていますでしょうか。

か・環境変化への適応

ダーウィン曰く、『種の保存を成し遂げ、常に生き延びる生物の共通の要因は、力が強いものではなく、頭がいいものでもない。それは、環境の変化に適応できたものである。』（種の起源より）

な・『長〜く、愛して』

大企業は担当者が様々な理由により変わります。これは、効果もありますが、顧客との関係性は希薄になりがちです。一方、中小企業の担当者は、転勤も無ければ異動もありません。限られた人材においては、担当異動もままなりません。であればいっそのこと、何世代にも亘って愛される会社や担当者になる事が強みとなります。例えば、介護事業の顧客は目の前の利用者ですが、その背後には配偶者や子といった、次の顧客候補者がいます。こうして、何世代にも愛されることが、会社の持続性を高めてくれるのです。

『受け売り』のご批判を覚悟の上でご紹介しました。ご自分の会社が『し・な・や・か・な』会社かどうか確かめてみるのもよろしいのではないのでしょうか。

お仕事カレンダー

6月 1日(木)	労働保険年度更新の手続き（～7月10日）
6月12日(月)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） 一括有期事業開始届(建設業)の届出
6月30日(金)	4月決算法人の申告・納税、10月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・7月・10月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)
7月 1日(土)	社会保険の算定基礎届の提出開始（～7月10日）



今年度も実施される協会けんぽの被扶養者資格の再確認

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、健康保険の被扶養者となっている人が、継続してその状況にあるかの確認を毎年度実施しています（被扶養者資格の再確認）。今年度についても実施されることが発表されていますので、その流れ等を確認いたします。

再確認の流れ

被扶養者資格の再確認は適用事業所単位で行われることになっており、6月上旬より事業主宛に被扶養者状況リスト（以下、リスト）等が送付されます。事業主は送付されたリストに基づき、被保険者に被扶養者の年収や同居の状況等を聞くこと等により、現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかの確認を行い、リスト等を協会けんぽに返送します。このリスト等の提出期限は、7月31日です。

再確認の対象となる被扶養者

再確認の対象は全被扶養者ですが、以下の人は除かれます。
平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者
平成29年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者
任意継続被保険者の被扶養者

対象外となる被扶養者の対応

被扶養者が、現在も扶養の対象となっている場合には、リストに事業主の確認印を押すこととなりますが、扶養の対象外となっている場合には、リストに同封されてくる被扶養者調書兼異動届を記入することとなります。ただし、この届出で

手続きを行う場合には、提出から処理が完了するまで1ヶ月ほどかかることもあるため、処理を急ぐときには、通常の健康保険被扶養者（異動）届を年金事務所（ ）へ提出するようにしましょう。なお、対象外となる被扶養者がいる場合には、いずれの届出で行うかに関わらず、その人の健康保険証を添付することを忘れないようにしましょう。

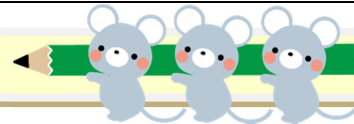
リスト等の提出先は協会けんぽですが、健康保険被扶養者（異動）届の提出先は年金事務所になります。

扶養の対象外となった理由

これまでの再確認で、扶養の対象外となった主な理由は、「就職したが削除する届出を年金事務所（日本年金機構）へ提出していなかった。」というものがほとんどであり、二重加入による被扶養者の削除の届出漏れが多く見受けられます。この他にも、収入超過によるものもあります。

この再確認の目的には、高齢者医療制度における納付金・支援金及び保険給付の適正化があります。高齢者の医療費は、税金、本人負担による他、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出されており、こうした協会けんぽなどからの支援金等は、原則として各々の制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数などに応じて算出されます。適正な負担となるように、しっかりとされた被扶養者の再確認が求められています。

お 仕 事 備 忘 録



1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高齢者雇用状況の確認

障害者及び高齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日（今年は7月18日の予定）までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。